

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは令和5年中（令和5年1月1日～令和5年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和5年中に納められたものは、過去の年度分の保険料等も控除の対象です）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに届きますので、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

なお、ご家族（配偶者、子等）の負担すべき国民年金保険料を支払った場合は、その保険料についても控除の対象となります。

	発送時期	対象者
①	令和5年10月下旬～11月上旬にかけて順次発送	令和5年1月1日～令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された人
②	令和6年2月上旬	令和5年10月3日～令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された人（①の対象者は除きます。）

【問合せ先】 年金加入者ダイヤル ☎0570-003-004

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後7時

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※土日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません

日本年金機構鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311

乳幼児突然死症候群から（SIDS）赤ちゃんを守りましょう ～11月はSIDS対策強化月間です～

乳幼児突然死症候群とは、それまで元気だった赤ちゃんが睡眠中に突然死亡する原因不明の病気です。12月以降の冬期に発生する傾向が高く、生後2～6か月に多いと言われています。次の3つを守ることを心がけることで、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

①1歳まではあお向けで寝かせましょう

うつぶせに寝かせると、SIDSの発生率が高いことが研究者の調査からわかっています。しかしSIDSはあおむけ寝でも起こりますし、うつぶせ寝が直接的な原因というわけではなく、なぜうつぶせ寝がSIDSのリスクを高めるかは不明です。よく眠っているからといって長時間赤ちゃんを一人にしないようにしましょう。

②たばこはやめましょう

たばこはSIDS発生の大きな危険因子です！妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなり、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。赤ちゃんの身近にいる人はたばこをやめましょう。

③母乳が出る場合はできるだけ母乳で育てましょう

ただし、母乳がでない、母親の服薬や仕事の都合などの理由で母乳で育てられない場合は無理をしないようにしましょう。

問合せ先

保健センター福祉課

☎75-4101